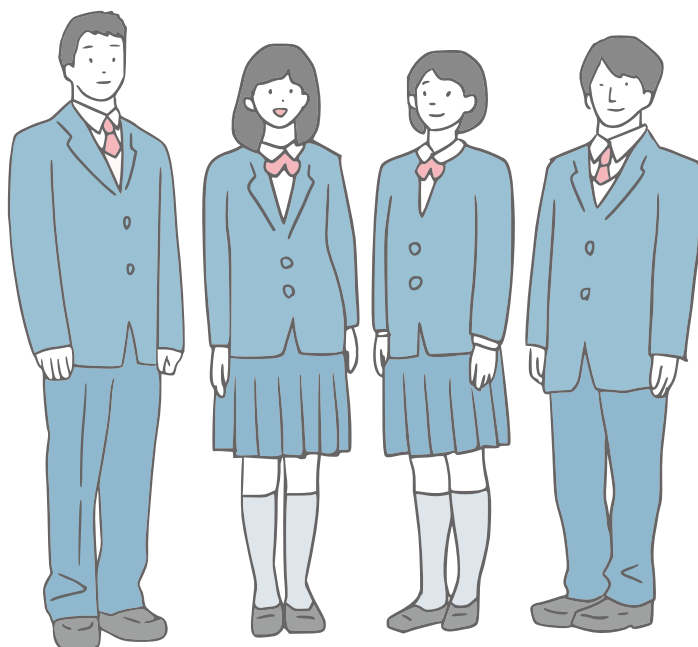


令和3年度

平成26年度以降に高等学校や高等学校等専攻科へ
入学されたお子様がいる保護者の方へ

高知県高校生等 奨学給付金申請の ご案内



返 還 不 要 の給付金です。

要件に該当し、受給を希望される方は、提出期限までに
申請書を提出してください。

授業料以外の教育費の支援です。

令和2年度から、専攻科の生徒も対象となりました！

高 知 県

目 次

奨学給付金について

1	奨学給付金とは	1
2	支給対象者について	1
3	支給要件について	2
4	給付金の支給額等について	3
5	申請手続きについて	3
6	書類の提出先について	4
7	奨学給付金の受給資格認定や支給について	4
8	申請にあたっての注意事項	4

提出が必要な書類について

・生活保護（生業扶助）受給世帯の方	5
・道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯の方	6

記入例

・受給申請書	7・8
・扶養誓約書	9

参考

・高校生等奨学給付金 対象確認シート	10
・世帯構成別支給イメージ	11・12

よくあるお問い合わせ

	13・14
--	-------

奨学給付金について

1 奨学給付金とは

● 奨学給付金は、授業料以外の教育費に対する支援制度です。

高知県では、平成 26 年度以降に高等学校等に入学したお子様のいる生活保護世帯または住民税非課税世帯に対し、授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、世帯構成等に応じて、奨学給付金を支給します。

※高等学校等専攻科の生徒も対象となります。

● 返還不要です。

● 奨学給付金を利用するためには申請が必要です。

● 保護者の方が高知県外にお住まいの場合、その都道府県の制度が適用されます。

2 支給対象者について

平成 26 年度以降に高等学校等に入学した高校生等が属する、高知県に住所がある世帯で、次のいずれかに該当する方が支給対象となります。(対象外となる場合や詳細については2ページ)

生活保護（生業扶助）受給世帯の方

または

保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（0円）

である世帯の方（親権者が両親の場合、2名とも非課税であること）

市・県民税課税（所得）証明書

賦課地 高知市XXX町XX丁目XX番地
氏名 高知 太郎

令和3年度(令和2年分)

所得金額合計	¥	所得控除額合計	¥	市・県民税額合計	¥
給与収入 ¥ 以下余白		所得控除額等の内訳 社会保険料控除 ¥ 扶養控除 ¥ 基礎控除 ¥ 以下余白		市・県民税額の内訳 市民税均等割 ¥ 市民税所得割 ¥ 0 県民税均等割 ¥ 県民税所得割 ¥ 0	
所得金額の内訳 給与所得 ¥ 以下余白		扶養等の内訳 扶養人数 合計○人 年少扶養 ○人 その他扶養 ○人 以下余白		課税標準額の内訳 総所得 ¥ 以下余白	
分離・山林等の所得金額の内訳 以下余白					

※電算打ちした証明内容に追加した手書は、市長印で特に表示したものを除き無効です。 ※単位＝円

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日
○○市長 ○○ 公印

課税証明書見本（高知市の場合）

※市町村によって様式が異なりますのでご注意ください。

※道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計が0円かどうか確認してください。

※均等割のみ課税されている人は給付を受けられます。

3 支給要件について

令和3年7月1日（基準日）現在で、次のすべての要件に該当する方が対象となります。

- 1 高校生等の保護者で、高知県内に住所を有していること
- 2 保護者等全員の令和3年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（0円）
又は生活保護（生業扶助）を受給している世帯であること
- 3 次のいずれかに該当すること
 - ア 高校生等が高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者である方
 - イ 高校生等が高等学校等学び直し支援金の対象となる方
 - ウ 高校生等が高等学校等専攻科修学支援金の対象となる方

■ 注意事項

ア 上記1及び3の「高校生等」には、次の方は含まれません。（給付の対象外となります。）

- ・ 特別支援学校の高等部に在学されている方
- ・ 児童福祉法による児童入所施設措置費等の支弁対象となる高校生等で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている方(母子生活支援施設の高校生等を除く。)
- ・ 高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金の貸与を受けている方

イ 上記3（ア）の「高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者」とは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者のことをいいます。（各都道府県の独自の制度に基づく就学支援を受けている方（例えば過去に国公立私立を問わず高等学校等を卒業又は修了したことがある者）は除きます。）

ウ 給付の決定にあたっては、就学支援金等の受給資格等を確認します。

エ 入学以前に高等学校等に在学期間がある方については、奨学給付金の受給回数等を確認させていただきます。

オ 給付の決定に必要な事項について、関係機関で調査する場合があります。

カ 保護者等が高知県外に在住の場合は、その都道府県の制度が適用されます。

詳しくは、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

■ 基準日について

ア 7月以降 10月末日までに入学する高校生等については、基準日とその入学日として読み替えたうえで、上記1から3の要件に該当する方が対象となります。

イ 基準日現在、対象高校生等が休学している場合、12月末までの復学の有無により、受給資格の審査を行います。詳しくは、在学する学校へお問い合わせください。

4 給付金の支給額等について

世帯区分	国公立			私立		
	全日制 定時制	通信制	専攻科	全日制 定時制	通信制	専攻科
①生活保護（生業扶助） 受給世帯	32,300円			52,600円		
②保護者等全員の道府県 民税所得割及び市町村 民税所得割が非課税で ある世帯（①、③を除 く。）	110,100円	48,500円	48,500円	129,600円	50,100円	50,100円
③保護者等全員の道府県 民税所得割及び市町村民 税所得割が非課税である 世帯で、15歳(中学生を除 く。)以上23歳未満の扶 養されている兄弟姉妹が おり、対象高校生等が第 2子以降に相当する世帯 (①を除く。)	141,700円			150,000円		

(※対象生徒1人あたり年額)

- ・給付金は年1回の支給で、通算3回（定時制・通信制は4回）を上限に受給できます。
- ・学び直し支援金の対象となる場合、追加で1回（定時制・通信制は2回）まで受給できます。
- ・高等学校等専攻科に在学する生徒については、通算2回を上限に受給できます。
- ・通信制または専攻科に在学する高校生等と、通信制または専攻科以外に在学する高校生等を扶養している場合、通信制または専攻科以外に在学する高校生等については全て「**第2子以降に相当するもの**」として扱います。（③の給付額を適用）

5 申請手続きについて

県への提出期限

- **第1回目：令和3年8月16日（月）** 《当日消印有効》
- **第2回目：令和3年11月15日（月）** 《当日消印有効》
(最終締切)

高知県内の高等学校等に在学する場合、学校の指定する締切までに学校に提出してください。

第2回目提出期限を過ぎた場合、今年度の給付金は支給されません。

6 書類の提出先について

- **高知県内の高等学校等に在学する場合**
申請書類等は学校の指定する締切までに、在学する学校へ提出してください。
- **高知県外の高等学校等に在学する場合**
申請書類等は高知県に直接提出してください。

国公立の高等学校等	高知県教育委員会（高等学校課）
私立の高等学校等	高知県知事（私学・大学支援課）

7 奨学給付金の受給資格認定や支給について

- **第1回目期限（8月16日）までに提出した方**
認定結果通知：令和3年10月頃予定
給付金の支給：令和3年10月下旬予定
- **第2回目期限（11月15日）までに提出した方**
認定結果通知：令和3年12月頃予定
給付金の支給：令和3年12月下旬予定
- 認定結果通知は、申請者に対して書面で行います。
- 給付金は、申請書に記載した指定口座に年額を一括で振り込みます。

8 申請にあたっての注意事項

- **申請書等の記入について**
 - ・ 7～9ページの記入例を参考に、黒のボールペンではっきりと記入してください。
(消せるボールペンは決して使用しないでください。)
 - ・ 申請書に虚偽の記載をし、本来受けることができない給付金を受給した場合は、給付金の全額を直ちに返還していただくこととなります。
- **給付金の使途について**
 - ・ 給付金は、生徒の教育費に使用してください。
 - ・ 学校に納入しなければならない経費に未納がある場合、給付金の一部又は全部が未納金の納入に充てられることがあります。(残額がある場合、申請者の口座に支給されます。)

生活保護（生業扶助）受給世帯の方

（3ページの世帯区分：①）

●（１）～（５）について、全員提出が必要です。

（１）高知県高校生等奨学給付金受給申請書（別記第１号様式）

- ・黒のボールペンではっきりと記入してください。（記入例：7・8ページ）

（２）住民票

- ・保護者等及び対象高校生等が属する世帯全ての構成員の住民票で、
 - ・「続柄」が記載されていること
 - ・「世帯全員の住民票である」旨が記載されていること
 - ・個人番号（マイナンバー）が記載されていないこと
- ・発行日が申請日から3か月前までのもの

（３）生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（別記第２号様式）

または 生活保護受給証明書

- ・令和3年7月1日以降に発行されたもの
- ・令和3年7月1日現在の生業扶助の受給状況が確認できるもの
- ・受給者が全員記載されているもの

（４）在学証明書（別記第３号様式）

- ・在籍する高等学校等に証明してもらってください。

（５）預金通帳の写し

- ・申請書に記載した、申請者本人名義の通帳であること
- ・金融機関名・店舗名・預金種別・口座番号・口座名義人（漢字表記・カナ表記のいずれも必要）が確認できるようにコピーしてください。

※令和3年7月1日現在、「生活保護を受給しているが、生業扶助については受給していない」という世帯の場合、別途、保護者等全員の課税証明書の提出が必要です。

この場合で、「保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯」に当てはまることが確認できた場合、3ページの「世帯区分」は②または③となり、6ページに記載されている書類の提出が必要となります。

生活保護受給証明書の発行を受けたら、「生業扶助」の受給について記載されているかどうかご確認ください。

道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯の方

(3ページの世帯区分：②または③)

● (1)～(5)については全員提出が必要です。

(1) 高知県高校生等奨学給付金受給申請書(別記第1号様式)

- ・黒のボールペンではっきりと記入してください。(記入例：7・8ページ)

(2) 住民票

- ・保護者等及び対象高校生等が属する世帯全ての構成員の住民票で、
 - ・「続柄」が記載されていること
 - ・「世帯全員の住民票である」旨が記載されていること
 - ・個人番号(マイナンバー)が記載されていないこと
- ・発行日が申請日から3か月前までのもの

(3) 保護者等全員の令和3年度の課税証明書等(令和2年中の所得に基づくもの)

- ・市町村の窓口で発行される課税証明書等を添付してください。
- ・生徒に親権者又は未成年後見人がおらず、「生徒本人」又は「主たる生計維持者」の課税証明書等を提出する場合、生徒本人の扶養状況が確認できる書類も必要です。(生徒本人の健康保険証のコピー等。国民健康保険の場合、保険証のコピーと扶養誓約書(別記第4号様式)の提出が必要です)(記入例：9ページ)

(4) 在学証明書(別記第3号様式)

- ・在籍する高等学校等に証明してもらってください。

(5) 預金通帳の写し

- ・申請書に記載した、申請者本人名義の通帳であること
- ・金融機関名・店舗名・預金種別・口座番号・口座名義人(漢字表記・カナ表記のいずれも必要)が確認できるようにコピーしてください。

● 次の世帯に該当する場合、(6)も提出が必要です。

15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がおり、対象となる高校生が第2子以降に相当する世帯の場合

(6) 生徒本人及び当該兄弟姉妹の健康保険証のコピー等

- ・生徒本人及び当該兄弟姉妹の扶養状況を確認するために提出が必要です。
- ・国民健康保険の場合、保険証のコピーと扶養誓約書(別記第4号様式)の提出が必要です。(記入例：9ページ)

記入例（受給申請書）

黒のボールペンではっきりと記入してください。（消せるボールペンは使用しないでください）

※記入例は、実際の申請書様式と異なる場合があります。

別記第1号様式(第6条関係)

記入した日付（7月1日以降）

必ずご一読のうえ、□に✓印をつけてください。（5つ全て）

会) 様

高知県高校生等奨学給付金受給

令和 3年 7月 10日

児童福祉法による児童入所施設（母子生活支援施設を除く）に入所中で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、給付の対象外となります。

◆次の5つの事項を必ず確認の上、□にレ点を付けてください。

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、高知県の求めに従いその全額を即時返還するものとします。
- 私は高知県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く））の支弁対象ではありません。
- 高知県高校生等奨学給付金の支給要件の該当性を審査するため、対象となる高校生等の就学支援金・学び直し支援金の受給資格

すべて令和3年7月1日現在の状況により記入してください（※7月～10月入学の場合は入学日現在の状況）

高知県高校生等奨学給付金の支給要件の該当性を審査するため、高知県が必要として求めた関係書類を添えて高知県高校生等奨学給付金の受給を、申請します。

申請者住所等	〒 780-9999 高知市〇〇町99番地 △△アパート101号室 Tel (090) 9999 - 9999	フリガナ 申請者氏名 申請者生年月日	コウチ カツオ 高知 勝男 昭和50年5月5日
高校生等との関係	親権者 未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・生徒本人・その他()		
給付金の払込口座(申請者名義の口座に限ります。)			
金融機関名	店舗名	預金種別	口座番号
四国銀行	県庁支店	1 普通 2 当座	0 1 2 3 4 5 6
		フリガナ 口座名義	高知 勝男

【1.対象となる高校生等について】

フリガナ	コウチ シロウ	生年月日	昭和 16年 7月 7日
氏名	高知 二郎		
在学する学校	学校の名称	高知県立〇〇高等学校 国立・公立・私立	
	学校の所在地	高知 都道府県 高知 市区町村 ××町100番地	
	学校設置者の名称	高知県	
	在学期間	令和 3年 4月 1日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科
過去の高等学校等における在学期間	学校名	私立 〇〇高等学校	令和2年4月1日 ~ 令和2年9月30日
	学校の種類・課程・学科	①高等学校(全日制)	在学中に給付金を受給した回数
			なし 1回 2回 3回 4回 不明
			在学中に給付金を受給した回数
			なし 1回 2回 3回 4回 不明
			在学中に給付金を受給した回数
			なし 1回 2回 3回 4回 不明
			在学中に給付金を受給した回数
			なし 1回 2回 3回 4回 不明

現在在学している学校以外で、過去に高等学校等に在学していた場合は、もれなく記入してください。

記入した口座の通帳のコピーを提出してください。

裏面に続く

【2. 保護者等の収入の状況について】（該当する□にレ印を付けてください。）

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高)を出します。

生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書

(2) 次の者の課税証明書等を提出します。

①	<input checked="" type="checkbox"/> 親権者(両親)2名分
②	<input type="checkbox"/> 親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) <ul style="list-style-type: none"> ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	<input type="checkbox"/> 未成年後見人()名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	<input type="checkbox"/> 生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 <ul style="list-style-type: none"> ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/> 生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

(3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

(4) 課税証明書等を添付する者の氏名及び生徒との続柄を記入してください。((3)の場合は、記載不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
高知 勝男	父	高知 花子	母

※(2)及び(3)に該当する場合は、下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

私の世帯は、令和3年7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助は受給していません。

【3. 扶養親族等の状況について】(非課税世帯のみ記入してください。)

※当該世帯に令和3年7月1日現在、高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合、「給付金の申請の有無」、「課程」の欄にもチェックをしてください。対象となる高校生等のみの場合には、記入するだけで、扶養されていない兄弟姉妹についても、記入する必要はありません。

兄弟姉妹の状況	続柄	氏名	生年月日(年齢)	職業(学生の場合は、学校名及び学年等)	給付金の申請の有無		□通信制 □通信制以外
					□有	□無	
	姉	高知 さくら	平成12年3月3日(21歳)	会社員	□有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	□通信制 □通信制以外
	兄	高知 太郎	平成14年4月4日(19歳)	〇〇専門学校1年	□有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	□通信制 □通信制以外
	本人	高知 二郎	平成16年7月7日(16歳)	〇〇高校1年	<input checked="" type="checkbox"/> 有	□無	<input checked="" type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外
					□有	□無	□通信制 □通信制以外
					□有	□無	□通信制 □通信制以外
					□有	□無	□通信制

生活保護(生業扶助)受給世帯以外の方は必ず□にレ印が必要です。

- ・対象となる高校生等と、15歳(中学生を除く)以上23歳未満の兄弟姉妹を記入してください。(中学生以下の兄弟姉妹を記入する必要はありません。)
- ・続柄は、対象となる高校生を基準(本人)としてください。
- ・生活保護(生業扶助)受給世帯の方は記入不要です。

ここに記入した兄弟姉妹のうち保護者等に扶養されている者と生徒本人について、健康保険証のコピーが必要です。(例では、兄：太郎と本人：二郎の保険証が必要)国民健康保険の場合は保険証のコピーと扶養誓約書の提出が必要です。

記入例（扶養誓約書）

この扶養誓約書（別記第4号様式）は、健康保険証のコピーを提出される方で、国民健康保険に加入している場合に、保険証のコピーと合わせて提出が必要です。

別記第4号様式（第6条関係）

申請書に記入した日付（7月1日以降）と同じ日としてください。

令和 3 年 7 月 10 日

生徒や兄弟姉妹を扶養している保護者等の住所・氏名を記入してください。

扶養誓約書

私が主として下記の者を扶養していることを誓約します。

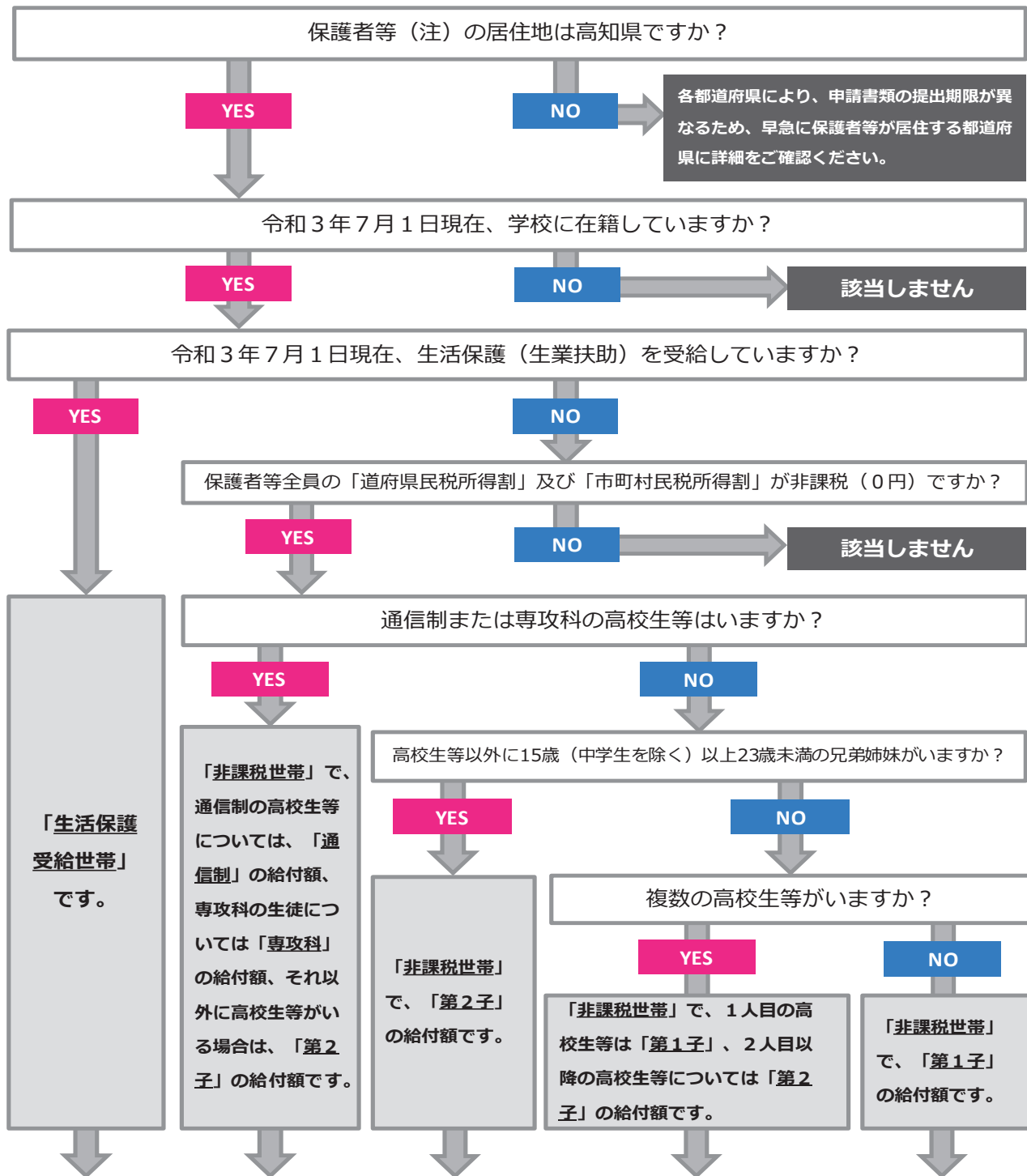
扶養者住所	〒780-9999 高知市〇〇町99番地 △△アパート101号室
フリガナ	コウチ カツオ
扶養者氏名	高知 勝男

フリガナ	コウチ タロウ
被扶養者氏名	高知 太郎
フリガナ	コウチ シロウ
被扶養者氏名	高知 二郎
フリガナ	

対象となる高校生等と、15歳（中学生を除く）以上23歳未満の兄弟姉妹を記入してください。

扶養されていない兄弟姉妹（申請書の記入例では姉：さくら）や、中学生以下の兄弟姉妹については記入する必要はありません。

高校生等奨学給付金 対象確認シート



高校生等奨学給付金の対象となりますので、申請書や必要書類を提出してください。

給付額について（年額）

	全日制・定時制		通信制		専攻科	
	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立
生活保護受給世帯	32,300円	52,600円	32,300円	52,600円		
非課税世帯（第1子）	110,100円	129,600円	48,500円	50,100円	48,500円	50,100円
非課税世帯（第2子）	141,700円	150,000円				

（注） 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）となります。

高校生等奨学給付金（世帯構成別）

	高校生等（年齢は問わない）	15歳（中学生は除く。）以上～23歳未満
世帯A	<p>第1子</p>  <p>公立 110,100円 私立 129,600円</p>	 <p>※扶養されていない</p>
2人目以降の高校生等が扶養されている場合		
世帯B	<p>第1子</p>  <p>公立 110,100円 私立 129,600円</p> <p>第2子以降 (給付額の増額)</p>  <p>公立 141,700円 私立 150,000円</p>	 <p>※扶養されていない</p>
高校生等を除き、15歳以上23歳未満の兄弟姉妹が扶養されている場合		
世帯C	<p>第2子以降 (給付額の増額)</p>  <p>公立 141,700円 私立 150,000円</p>	 <p>※扶養されている</p>
世帯D	<p>第2子以降 (給付額の増額)</p>  <p>公立 141,700円 私立 150,000円</p> <p>第2子以降 (給付額の増額)</p>  <p>公立 141,700円 私立 150,000円</p>	

※通信制の高等学校等や高等学校等専攻科に通う生徒等がいる場合

	高校生等（年齢は問わない）	15歳（中学生は除く。）以上～23歳未満
世帯E	<p>通信制・専攻科</p>  <p>公立 48,500円 私立 50,100円</p>	 <p>※扶養されていない</p>
世帯F	<p>通信制・専攻科 通信制・専攻科</p>  <p>公立 48,500円 私立 50,100円</p>  <p>公立 48,500円 私立 50,100円</p>	 <p>※扶養されていない</p>
世帯G	<p>通信制・専攻科 通信制・専攻科</p>  <p>公立 48,500円 私立 50,100円</p>  <p>公立 48,500円 私立 50,100円</p>	 <p>※扶養されている</p>
世帯H	<p>第2子以降（給付額の増額） 第2子以降（給付額の増額） 通信制・専攻科</p>  <p>公立 141,700円 私立 150,000円</p>  <p>公立 141,700円 私立 150,000円</p>  <p>公立 48,500円 私立 50,100円</p>	 <p>※扶養されていない</p>
世帯I	<p>第2子以降（給付額の増額） 第2子以降（給付額の増額） 通信制・専攻科</p>  <p>公立141,700円 私立150,000円</p>  <p>公立141,700円 私立150,000円</p>  <p>公立 48,500円 私立 50,100円</p>	 <p>※扶養されている</p>

（注）通信制の高等学校等や高等学校等専攻科に通う高校生等を含む複数の高校生がいる場合には、通信制・専攻科以外の高校生等は全て給付額を増額し、「第2子」の単価となる。

対象となる高校生等が「第2子以降」に該当する場合、給付額が増額となります。（実際の年齢順とは異なる場合があります。）

よくあるお問い合わせ

奨学給付金の支給対象について

Q：今年度の課税証明書を確認したところ、均等割が課税されていました。この場合、給付金の支給対象となりますか？

A：奨学給付金は、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税となる場合に支給されますので、均等割のみ課税されている方についても対象となります。

書類の提出が必要な保護者等について

Q：親権者2名のうち1名は無職です。課税証明書等はそれぞれ提出が必要ですか？

A：親権者全員が非課税であることを確認する必要がありますので、2名分とも提出してください。

Q：両親の収入に加え、同じ世帯の姉（22歳）も働いて収入を得ています。姉の課税証明書等についても提出する必要がありますか？

A：保護者等（親権者）の課税証明書等のみの提出でかまいません。

Q：生徒本人が成人している場合、誰の課税証明書等を提出すればよいですか？

A：原則として生徒本人の課税証明書等の提出が必要です。ただし、主たる生計維持者がいる場合はその方の課税証明書等を提出してください。生計維持を確認するために、生徒本人の健康保険証のコピーも提出してください。（国民健康保険の場合は保険証のコピーと扶養誓約書が必要です。）

Q：両親は離婚し、親権は父にありますが、現在は母と生活しています。この場合、母が給付金の申請をすることは可能ですか？

A：奨学給付金の支給対象となる保護者等については、原則として親権者となります。よって、この場合は父親が申請者となります。ただし、特別な事情により親権者の書類提出が困難な場合は学校までお問い合わせください。

提出書類や支給額について

Q：複数の高校生等がいる場合、住民票や課税証明書等はそれぞれ原本の提出が必要ですか？

A：高知県への申請の場合、コピーの利用が可能です。コピーした住民票等を提出する場合、余白に「原本は〇〇高校（生徒氏名）の書類に添付」と記入してください。

Q：全日制高校に通う子供が2人おり、両親は共働きです。姉は父親の扶養に、妹は母親の扶養に入っていますが、支給額はどのようになりますか？

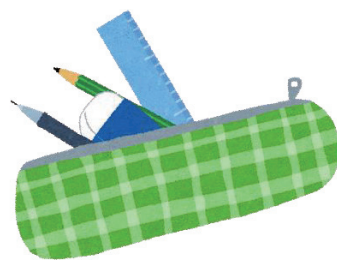
A：兄弟姉妹について扶養者が父・母で分かれている場合でも、妹に第2子以降単価を適用します。妹の申請書類に、姉・妹それぞれの保険証のコピーを添付してください。

Q：生徒の保護者は父親ですが、生徒を含む世帯全員が国民健康保険に加入しており、世帯主は生徒の祖父となっています。書類についてはどのように記入すればよいですか？

A：給付金の申請者は保護者（親権者）である父親となります。

Q：子供が2人いますが、兄（21歳）は県外の大学に通っており、住民票も移していません。この場合も、住民票や健康保険証の提出は必要ですか？

A：15歳以上23歳未満の兄弟姉妹が保護者等に扶養されており、対象となる高校生等が第2子以降に該当する場合、生徒本人と兄弟姉妹の健康保険証のコピーが必要です。住民票についても、原則全員分が必要です。兄の分も取得して提出をお願いします。（ただし、就職していて自分で社会保険に加入している等、保護者等に扶養されていない兄弟姉妹については書類の提出は必要ありません。）





高知家の教育

詳しくは、生徒が在学している学校
または下記の連絡先までお問合せください。

提出先・お問い合わせ先

高校生等が **国公立** の高等学校等に在籍している場合

高知県教育委員会事務局 高等学校課

〒780-0850 高知市丸ノ内 1-7-52 高知県庁西庁舎

TEL (088)821-4851 FAX (088)821-4547

高校生等が **私立** の高等学校等に在籍している場合

高知県文化生活スポーツ部 私学・大学支援課

〒780-8570 高知市丸ノ内 1-2-20

TEL (088)823-9135 FAX (088)823-9058